

特定非営利活動法人 近未来オステオインプラント学会 認定医・専門医・指導医制度施行細則

第1章 総則

第1条 本施行細則(以下「細則」という)は、特定非営利活動法人(NPO法人) 近未来オステオインプラント学会(以下「学会」という)の認定医・専門医・指導医制度に基づき、認定医・専門医・指導医制度の運営および実施に関する細目を定めるものである。

第2章 認定医・専門医・指導医資格申請手続

第2条 認定医の資格を申請する者は、次の(1)から(6)をすべて満たさなければならない。

- (1) 会員歴 3年以上
- (2) 学会学術集会への出席 (a.もしくはb.のどちらか一方とc.を満たすこと)
但し、学会設立以前の IPOI 臨床研究会アドバンスコースの出席回数も認める
 - a. 学会学術大会 2回以上
 - b. 学会学術大会 1回 かつ 支部学術大会 2回以上
 - c. 学会支部会 6回以上
- (3) インプラントに関連する学術発表 (a. b. c. のいずれか1つ以上)
 - a. 学会誌もしくは歯科業界誌に著者として掲載1編以上、共同著者は2編以上
(コラム、対談、ポスター発表などは除外とする)
 - b. 学会学術大会もしくは本学会が認めた学会に主演者として発表1回以上、もしくは共同演者として2回以上
(ポスター発表も可)
 - c. 学会支部会で発表2回以上(症例相談を除く)
- (4) 臨床歴および症例
 - a. 臨床経歴 4年以上
 - b. インプラントに関連する症例で、術後3年以上経過したもの 20症例以上
- (5) 第18条に定める単位の取得 100単位以上
- (6) 支部長の推薦が得られること

第3条 専門医の資格を申請する者は、次の(1)から(6)をすべて満たさなければならない。

- (1) 会員歴 認定医取得後 2年以上
- (2) 学会学術集会への出席 (a.b.の全てを満たすこと)
 - a. 学会学術大会 2回以上(認定医取得後)
 - b. 学会支部会 6回以上(認定医取得後)
- (3) インプラントに関連する学術発表 (a. b. c. の全てを満たすこと※認定医試験受験時に申請したものは除く)
 - a. 学会誌もしくは歯科業界誌に著者として掲載1編以上 (コラム、対談、ポスター発表などは除外とする)
 - b. 学会学術大会で主演者として発表1回以上 または 支部学術大会で主演者として発表2回以上
 - c. 学会支部会で発表2回以上(症例相談を除く)
- (4) 臨床歴および症例
 - a. 臨床経歴 6年以上
 - b. インプラントに関連する症例で、術後5年以上経過したもの 20症例以上
- (5) 第18条に定める単位の取得 120単位以上(認定医取得後)
- (6) 認定医として登録されていること
- (7) 支部長の推薦が得られること

第4条 指導医の資格を申請する者は、次の(1)から(6)をすべて満たさなければならない。

- (1) 専門医取得後 3 年以上
- (2) 学術集会への出席 (a.b.ともに専門医取得後)
 - a. 学会学術大会 3回以上
 - b. 学会支部会 10回以上
- (3) インプラントに関連する学術発表 (a.b.の両方を満たすこと ※認定医・専門医試験受験時に申請したものは除く)
 - a. 学会誌もしくは本学会が認めた学会の学会誌、または歯科業界誌に筆頭著者として掲載2編以上 (コラム、対談、ポスター発表などは除外とする。)
 - ※但し、2編の内1編は近未来オステオインプラント学会学会誌に掲載したものであること。
 - b. 学会学術大会で主演者として発表1回以上、もしくは本学会が認めた学会で発表2回以上
- (4) 臨床歴および症例
 - a. 臨床経歴 10年以上
 - b. インプラントに関連する症例で、術後 5 年以上経過したもの 30症例(内20症例は難症例)
- (5) 専門医として登録されていること
- (6) 理事もしくは監事 2 名以上の推薦が得られること

第5条 細則第2条を満たし、認定医の資格を申請する者は、次の各号に定める書類に認定医申請料を添えて、事務局に提出する。

- (1) 認定医申請書(1号様式)
- (2) 誓約書(2号様式)
- (3) 履歴書(3号様式)
- (4) 学術大会・支部会参加記録(4号様式)
- (5) 推薦書(5号様式)
- (6) 業績目録(6号様式)
- (7) 症例一覧表(7号様式、審査対象症例は A4 サイズにプリントアウトし、試験症例は CD-ROM で提出。)
- (8) 所定単位証明証(8号様式)

第6条 認定医書類審査に合格し、検定試験を受験する者は、期日迄に認定医検定試験料を納入しなければならない。

第7条 検定試験に合格し、認定医の資格登録を申請する者は、次の各号に定める書類に認定医登録料を添えて、事務局に提出する。

- (1) 認定医登録申請書

第8条 細則第3条を満たし、専門医の資格を申請する者は、次の各号に定める書類に専門医申請料を添えて、事務局に提出する。

- (1) 専門医申請書(9号様式)
- (2) 誓約書(10号様式)
- (3) 履歴書(11号様式)
- (4) 学術大会・支部会参加記録(12号様式)
- (5) 推薦書(13号様式)
- (6) 業績目録(14号様式)
- (7) 症例一覧表(15号様式、審査対象症例は A4 サイズにプリントアウトし、試験症例は CD-ROM で提出。)
- (8) 所定単位証明証(16号様式)

第9条 専門医書類審査に合格し、検定試験を受験する者は、期日迄に専門医検定試験料を納入しなければならない。

第10条 検定試験に合格し、専門医の資格登録を申請する者は、次の各号に定める書類に専門医登録料を添えて、事務局に提出する。

(1) 専門医登録申請書

第11条 細則第4条を満たし、指導医の資格を申請する者は、次の各号に定める書類に指導医申請料を添えて、事務局に提出する。

(1) 指導医申請書(17号様式)

(2) 誓約書(18号様式)

(3) 履歴書(19号様式)

(4) 学術大会・支部会参加記録(20号様式)

(5) 推薦書(21号様式)

(6) 業績目録(22号様式)

(7) 症例一覧表(23号様式、審査対象症例は A4 サイズにプリントアウトし、試験症例は CD-ROM で提出)

第12条 指導医書類審査に合格し、検定試験を受験する者は、期日迄に指導医検定試験料を納入しなければならない。

第13条 検定試験に合格し、指導医の資格登録を申請する者は、次の各号に定める書類に指導医登録料を添えて、事務局に提出する。

(1) 指導医登録申請書

第3章 認定資格更新の手続

第14条 認定医・専門医・指導医資格の更新にあたっては、認定期間の5年以内に第18条に定める所定の単位を必要単位以上取得することを条件とする。

(1) 認定医資格更新の必要単位 100単位以上

(2) 専門医資格更新の必要単位 120単位以上

(3) 指導医資格更新の必要単位 150単位以上

第15条 認定資格の更新をしようとする者は、指定の更新申請書を事務局に提出し、認定医更新手数料または専門医更新手数料または指導医更新手数料を納入しなければならない。

第16条 認定更新の申請は、認定期間の満了日の3ヵ月前から満了日までに行わなければならない。

第17条 更新時に未納の会費のある者は、未納会費を速やかに完納しなければならない。ただし、会費滞納などの理由により会員資格を失った者の更新は認められない。

第4章 学会催事の単位

第18条 認定医・専門医・指導医の資格取得もしくは認定医・専門医・指導医資格更新に必要な単位は、次の各項の単位とする。

(1) 学会学術集会への出席

学会学術大会

20単位

学会支部会	5単位
学会支部会学術講演会 (開催時間6時間以上、外来講師による講演、一般オープンの場合に限る)	10単位
学会支部もしくはブロック学術大会 (開催時間 6 時間以上、一般口演4題以上、 外来講師による講演 1 時間以上、一般オープンの場合に限る)	20単位
(2)学会での発表・座長	
学会学術大会主演者(シンポジウム演者を含む)	30単位
学会学術大会共同演者	5単位
学会学術大会座長	10単位
学会支部会主演者(1時間以内の発表)	5単位
学会支部会主演者(1時間以上の発表)	10単位
(3)学会誌もしくは歯科業界誌への投稿	
筆頭著者	30単位
共同著者	10単位
(4)学会主催研修会への出席 (※セミナー・講演会単位統一)	
IPOI 学会主催のセミナー・講演会1日あたり(1.5日は8単位)	5単位
IPOI 学会より通達した IPOI 学会以外の学会の講演会又はセミナー	3単位
(5)学会が承認した研修会への出席	
実践インプラント4ヶ月ベーシックコース	32単位
実践インプラント3ヶ月ハンズオンコース	24単位
実践インプラント4ヶ月マスターコース	32単位
歯周治療・外科・部分矯正 5ヶ月集中セミナー	40単位
(6)学会が承認した海外での学会もしくは研修会への出席	
1日	20単位
2日	30単位
3日以上	40単位

第5章 認定資格審議委員会

第19条 認定資格審議委員会の運用については、次の各号による。

- (1) 認定資格審議委員会は、認定資格審議委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- (2) 認定資格審議委員会の議事は、出席した認定資格審議委員のうち委員長を除く過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

第6章 諸費用

第20条 細則第5条ないし第6条、第7条、第15条に定める認定医にかかる諸費用は、次の各号に定める。

- | | |
|---------------|----------|
| (1) 認定医申請料 | 10, 000円 |
| (2) 認定医検定試験料 | 15, 000円 |
| (3) 認定医登録料 | 30, 000円 |
| (4) 認定医更新手数料 | 20, 000円 |
| (5) 認定医プレート費用 | 実費 |

第21条 細則第8条ないし第9条、10条、第15条に定める専門医にかかる諸費用は、次の各号に定める。

(1) 専門医申請料	10,000円
(2) 専門医検定試験料	20,000円
(3) 専門医登録料	40,000円
(4) 専門医更新手数料	20,000円
(5) 専門医プレート費用	実費

第22条 細則第11条ないし第12条、第13条、第15条に定める指導医にかかる諸費用は、次の各号に定める。

(1) 指導医申請料	10,000円
(2) 指導医検定試験料	20,000円
(3) 指導医登録料	50,000円
(4) 指導医更新手数料	20,000円
(5) 指導医プレート費用	実費

第23条 前条に定める既納の諸費用は、いかなる理由があっても返還しない。

平成23年7月1日 改訂

平成24年7月1日 改訂

平成24年11月1日 改訂

平成26年8月1日 改訂